

○武器等製造法第四条但し書について

〔昭和三十四年四月十四日三四重局第四一六号
〔通商産業局長あて 通商産業省重工業局長〕〕

武器等製造法（昭和二十八年法律第一四五号。以下「法」という。）

第四条但し書のうち、武器等製造法施行規則（昭和二十八年通商産業省令第四十三号。以下「規則」という。）第四条で定める軽微な修理または、改造については、現在その許可は、通商産業局長に移譲されているが、法施行当時と異なり、修理需要については、米軍特需は激減して防衛庁の発注が大部分を占める実情である。従つて、発注の時期、数量等に関する見とおしをつけことがある程度容易となつたことも考慮し、今後法の円滑かつ迅速な運用を期するため、下記の場合には、本通達により処理されたい。

ただし、当分の間問題がある場合には、その都度早急に連絡をとり、法の運用に遺憾ないようお願ひする。

記
規則第四条に定める武器たる部品の交換を伴わない軽微な修理または改造については、航空機とう載武器の場合を除き、従来その都度、法第四条但し書に定める許可を行つていたが、艦艇とう載武器におけることく、同一武器の年間における修理または改造の数量または金額があらかじめ確実に把握しうる場合においても、包括的に

法第四条但し書の許可をなしうるものとし、その期間は原則として1年以内とする。
なお、軽微な修理または、改造の包括許可を行つた場合においても、契約の都度、その届出を通商産業大臣に提出せしめるものとする。